自転車を利用する方/

○自転車は車両です。自転車安全利用五則等の交通ルールを守りましょう!

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先





② 交差点では信号と一時停止を守って、安全 確認



③ 夜間はライトを点灯





⑤ ヘルメットを着用



ヘルメットを着用し、自転車損害賠償保険に加入しましょう!



命を守る



万が一、交通事故に 遭ったときのあなた の大切な命を守るた め、ヘルメットを着

ヘルメット 用しましょう。 賠償額



自転車事故でも 高額な賠償命令が… 万が一に備えて、 自転車損害賠償保険に 加入しましょう。

大木交番管内の令和7年1月1日~ 令和7年3月31日までの事件・事故発生件数

物件事故…66件

人身事故…13件

窃盗……10件

車上ねらい1件

万引き2件、自転車盗3件、

忍込み2件、他2件)

筑後警察署ホームページ





~ 不審電話に注意~

大木交番管内で、家族や親戚になりす まし、巧みな話術で財産を狙う電話が発 生しています。

幸いにも電話を受けた方が異変に気付 いて被害は発生していませんが次の3つ を心がけましょう。

- 知らない電話に出ない
- 電話やメールでお金の話が出た 際は身近な人に相談する
- 家族しかわからない合言葉を決 める